



島根県報

平成25年9月3日（火）

第2,526号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成25年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	4

【公 告】

補欠の労働者委員候補者の推薦期間	（雇 用 政 策 課）	4
------------------	-------------	---

【雑 報】

消防設備士試験の実施	（消 防 総 務 課）	4
------------	-------------	---

告 示**島根県告示第599号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年9月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 松江テクノサービス	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 出雲すずかけの樹	出雲市荒茅町2780番地28	平成25年8月20日

島根県告示第601号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号により告示する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	辞退年月日
岩本 正敬	岩本内科医院	益田市乙吉町イ209-11	平成25年9月1日

島根県告示第602号

平成25年島根県告示第317号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）100満ボルト新松江店 松江市乃白北土地区画整理事業施行地区内109街区1画地外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

- イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。
- エ 屋外広告物の許可申請における自家用広告物について、1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10平方メートルを超える場合は許可申請をすること。
- オ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成の推進に協力すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第603号

平成25年島根県告示第369号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス東出雲店 松江市東出雲町意宇東二丁目6-2外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

- ア 自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。
- イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。
- エ 室外機1から3の最寄の住宅側の等価騒音レベルの予測を行うこと。もし、この地点の予測が必要ないと判断する場合には、その理由を示すこと。
- オ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成の推進に協力すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第604号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
913	益田市昭和町13-1 島根県食品衛生協会益田支 所 支所長 矢野 隆安	益田市昭和町13-1	島根県食品衛生協会益田支 所 支所長 矢野 隆安	社団法人 島根県食品衛生 協会益田支所 支所長

公 告

第44期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成25年9月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成25年9月3日から同月17日まで

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成25年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成25年9月3日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成25年12月15日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

(2) 試験の場所

松江市

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請

平成25年10月8日（火）から同月22日（火）まで

（郵送の場合は、10月22日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

イ 電子申請

平成25年10月5日（土）午前9時から同月19日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）